

I 平成23年度事業計画書

1. 計画の概要

平成23年度は、戸別所得補償制度の本格実施、同制度の24年度に向けた法案検討及びNOSAI制度の見直し検討等、重要課題が山積している。また、環太平洋戦略的経済連携協定（以下、「TPP」という）問題、規制・制度改革会議での検討、果樹・野菜の経営所得安定対策及び酪農・畜産関係対策など、農業・NOSAIを取り巻く情勢はこれまでになく予断を許さない状況にある。

また、NOSAI団体では、1県1組合化の検討推進と組織体制強化計画の見直し検討、業務運営の合理化・効率化に組織を挙げて取り組む必要があるほか、コンプライアンスの実践を通じた不祥事発生の未然防止も徹底しなければならない。

このような状況の下、本会では、①二年次目を迎える「信頼のきずな・未来を拓く運動」、「任意共済 信頼のきずな・未来を拓く運動」及び「農業共済新聞 信頼のきずな・未来を拓く運動」の更なる推進、②24年度農業共済関係予算の所要額確保、③戸別所得補償制度の本格実施に伴うNOSAIの対応、④戸別所得補償制度の法案検討に併せたNOSAI制度の見直し検討、⑤産業動物獣医師確保対策の継続実施、⑥退職給与金施設に係る資産の効率運用及び24年度以降の付加給付率の水準、⑦NOSAI団体のコンプライアンス実践のための支援等について、全力を挙げて取り組むこととする。

2. 農政活動に関する事項

23年度農業共済関係予算については、民主党陳情要請対応本部並びに財務省主計局长への面談要請及び各都道府県での自県選出国会議員への面談要請など、NOSAIの組織を挙げて強力に取り組んだ結果、総額として、921億46百万円（前年度比97.6%）が確保された。その内訳は、掛金国庫負担金は前年度比2億76百万円減の501億10百万円、事務費負担金は16億円減の402億85百万円となった。また、衛星画像を活用した損害評価方法の確立事業は、前年度比76.3%減の6千万円を概算要求したが、11月の事業仕分け第3弾において「予算要求の半減」の評価結果を受け、その後の要請活動に取り組んだものの要求額の半額（3千万円）での決着となった。

国の財政事情が更に厳しさを増す中で、24年度農業共済関係予算については、引き

続き、事務費負担金（公営地区事務費を含む）及び掛金国庫負担金等の必要額確保について、早期に、また重点的・集中的に取り組むこととする。

また、TPP問題、規制・制度改革会議での検討、戸別所得補償制度の24年度に向けた法案検討、NOSAI制度の見直し検討等、重要課題が山積しているが、こうした状況を踏まえ、政府・与党、国会等での農政、NOSAI制度・組織に係る情報収集と会員への提供、関係団体等との情報交換等に引き続き適切に取り組む。

主要事項は次のとおり。

- (1) 農業共済事業の円滑な運営に必要な24年度農業共済関係予算確保のため、NOSAI制度・組織の政府・与党への更なる理解促進を図るとともに、要請活動を全国の組織を挙げて強力、かつ早期に展開する。また、交付税化された公営地区事務費の予算措置状況等に係る情報収集にも努める。
- (2) 戸別所得補償制度の本格実施及び法案検討の動向等を注視し、その状況等を含め政府・与党、国会等の動きについて、情報収集に取り組む。
- (3) 戸別所得補償制度の推進母体となる農業再生協議会の活動、果樹・野菜の経営所得安定対策、酪農・畜産関係対策及びTPP関係会合等について、関係機関及び団体と連携し、情報交換並びに適切な対応に取り組む。
- (4) NOSAI事業推進大会を開催する。

3. 研究調査及び制度運営等に関する事項

22年度の米戸別所得補償モデル事業の実施に続き、23年度は戸別所得補償制度が本格実施される。NOSAI制度については、戸別所得補償制度の本格実施に併せ抜本的に見直すとされているが、戸別所得補償制度の23年度本格実施が予算措置での対応となり、同法案が当面提出されない見通しの中、農災法の改正についても不透明な状況となっている。そのため、これら動向を注視しつつ、会員の戸別所得補償制度の本格実施への対応支援を行うとともに、収入保険を含め戸別所得補償制度に対応したNOSAI制度のあり方について検討を進める。

4年次目を迎える「衛星画像を活用した損害評価方法の確立事業」については、北海道、宮城の2道県での試行実施となるが、他連合会等への情報提供も含め積極的な協力・支援に努める。

組織体制強化の推進に関しては、1県1組合化等組織体制強化に係る取組み事例や関連情報の共有化など、会員の取組みを支援する。

主要事項は次のとおり。

(1) 戸別所得補償制度への対応等

戸別所得補償制度の本格実施に伴い、麦の単位当たり共済金額の追加告示単価による引受変更への対応及び引受データの提供など戸別所得補償制度の実施に係る会員の対応状況等に関し情報提供等を行う。

また、本格実施の対象となる米・畑作物については、これまで続けてきた「収入保険に関する研究」及び「てん補の手法等に関する研究」を含め、戸別所得補償制度に対応したNOSA I のあり方について研究を進める。果樹と野菜については、今後、新たなセーフティネット措置や収入保険の導入に向けた検討が政府・与党内で行われると見られることから、その状況把握に努めるとともに、収入保険の仕組みについての研究を深める。

(2) NOSA I 制度の改正に向けた検討

NOSA I 制度の改正については、不透明な状況となっているものの、戸別所得補償制度の本格実施に併せた抜本的な見直し検討が想定される。NOSA I 制度の改善要望事項については、団体としての取り扱い方向の検討をほぼ終えているが、省内における検討状況に係る情報収集を行い、法律改正時期が明らかになった際には「提案」として整理されている事項の実現に取り組む。

政府の再保険特別会計見直しの事業仕分けにおいては無事戻し制度が、また、昨年6月に閣議決定された「規制・制度改革に係る対処方針」では当然加入制が、それぞれ見直し検討などの方向が示されていることから、これらを維持すべく検討動向の情報収集等に努める。

(3) 農林水産省補助事業「衛星画像を活用した損害評価方法の確立事業」への取組み

4年次目を迎える水稻損害評価に係る「衛星画像を活用した損害評価方法の確立事業」については、35連合会等での実施から北海道及び宮城県連合会での試行実施となり、大幅に事業縮減することとなった。これら2連合会には積極的な協力・支援に努めるとともに、その他連合会等に対しても、本事業の再開時に円滑に実施できるよう、事業実施状況などの情報提供等を行う。

(4) 各事業の加入推進支援等

新たに戸別所得補償制度の対象となる作物についての最高補償割合での加入推進、また、全国的に加入率の低い果樹共済について、加入率向上を目指し取り組んでいる会員等を支援するため、諸会議等を通じて先進事例等の情報提供等を行う。豚共済については引き続き、家畜共済（豚）制度改善ワーキンググループを開催し、新たな仕組みの検討を行う。

農林水産省請負事業「農業共済組合等収穫量調査業務」については、引き続き、一般競争入札に参加・受託し、会員等の協力を得て実施する。

(5) リスクマネジメント支援活動への協力

NOSA I 団体が行う農業経営のリスクマネジメント支援活動に協力するため、各種関連情報の収集・分析を行う。また、環境保全型農業におけるNOSA I の損害防止活動のあり方、食の安全に起因する状況の変化に重点を置いた分析を引き続き行う。

(6) 海外の農業保険・セーフティネット政策に関する情報収集等

アメリカ、カナダ、EU等の諸外国において実施されている農業保険を含めた経営安定対策について、その内容を収集・分析し、会員はじめ関係方面に情報を提供する。また、アジア等諸外国における農業保険の発展に資するため、海外からの農業災害補償制度に関する調査の受入れや講師派遣等の国際協力を行う。

(7) 会員等の1県1組合化等の組織体制強化に係る情報の共有化・取組み支援等

1県1組合化等の組織体制強化について、必要に応じて調査分析を行い、諸会議を開催して取り組み事例や情報の共有化を図る等、会員等の取り組みを支援するとともに、団体の財務基盤を強化するため、新たな収入確保方策の具体化について引き続き検討する。

また、会員等が取り組む事業運営及び財務対策に係る諸課題について、必要に応じて調査・分析を行うとともに、NOSA I 事業運営検討会(組織関係・財務関係)での協議を通して、次に掲げる課題解決への支援を行う。

- ① 連合会等の事業計画策定に資するため、各連合会の事業計画重点事項を調査・分析し、その結果を提供するとともに、諸会議を通じて情報交流を行う。
- ② 組合等に関する諸調査をNOSA I イントラネット等を活用して実施し、取りまとめ結果を提供する。
- ③ コンプライアンス、情報公開の促進、個人情報の保護及び税務等について、会員からの相談に対し、農林水産省、本会顧問弁護士・顧問税理士及び公認会計士等の指導を得ながら的確に対応する。

(8) コンプライアンス態勢確立のための取り組みの支援

会員が実践するコンプライアンス態勢確立のための取り組みを調査し、研修等を通じて支援するとともに、次に掲げる課題に取り組む。

- ① NOSA I 団体のコンプライアンス態勢確立のための取り組み状況を調査し、同調査結果の農林水産省への報告及び会員への提供を行い、全国的な取り組みの促進に資する。

- ② コンプライアンスに関する中央での研修・講習を、N O S A I 団体の役職員を対象に実施する。

4. 事務機械化及び情報提供サービスに関する事項

農業共済ネットワーク化情報システム（以下、「N O S A I システム」という。）の開発・修正及び運用等については、「平成 23 年度の開発運用方針」に従い、必要最小限の内容に限定した修正作業等を行う。また、次期システムへの移行を円滑に進めるため、S B C 等による集中化運用形態の促進及び現行システムの継続運用可能な環境の構築に重点的に取り組む。

主要事項は以下のとおり。

- (1) N O S A I システムの開発・修正については、原則として行わないこととするが、要綱・要領改正等に係る必要最小限の修正のみ、国の指導・助言を得て行う。また、24 年度から適用の改正経理処理要領に対応するため、必要なシステム修正を行う。
- (2) S B C 等による集中化運用形態への移行を促進するとともに、セキュリティ等についても農林水産省の指導を得て、具体的なモデルケースを策定する。また、制度改正の検討動向を注視しながら、現行システムの継続運用も可能とするシステム共通基盤構築の具体化に取り組み、25 年度末までの次期システムへの移行計画案を策定する。
- (3) ネットワーク化情報システムの円滑な運用を図るため、N O S A I 事業運営検討会（事務機械化関係）、地区連絡者会議及びN O S A I 情報化全国会議を開催する。
- (4) N I C システム、各共済事業システム、経理システム及び給与計算システムの運用支援については、引き続きアウトソーシングにより行うとともに、Q & A 集を隨時、会員に提供する。
- (5) 事務機械化の推進に必要な各種のシステム関連情報等については、N O S A I イントラネット等を活用して、隨時提供する。

5. 家畜共済等総合対策に関する事項

各種畜産関係施策への協力、獣医師確保対策、家畜個体識別情報提供事業及び家畜共済事故低減情報システムの普及推進に、引き続き取り組む。

また、家畜診療等諸技術に関する研究発表会等を開催し、家畜共済関係獣医師の相互研鑽と技術の普及・向上に努める。

主要事項は次のとおり。

- (1) 産業動物獣医師確保対策として、①獣医学系大学教官との意見交換会の実施、
②学生臨床実習の受け入れ及び採用に関する説明会の開催、③関係団体、省庁・機関等との連携強化、④大学への採用情報の提供や獣医師採用状況調査等を、引き続き実施する。
- (2) 家畜共済事故低減情報システムの普及を支援するとともに、個体識別システムの有効活用等に努め、また、家畜個体識別情報提供事業を家畜改良センターの協力を得て引き続き実施する。
- (3) 家畜共済関係獣医師の相互研鑽等を図るため、家畜診療等技術地区別発表会及び家畜診療等技術全国研究集会等を開催するとともに、農林水産省関係部局、畜産関係団体の事業に協力し、家畜衛生情報、獣医事及び動物医薬品に関する情報を収集・提供する。

6. 役職員の研修等に関する事項

事業推進やコンプライアンス態勢の確立等、N O S A I 団体役職員に課せられた使命を全うし、農家組合員の負託に応える制度・組織運営のためには、従前以上に役職員の資質向上や人材育成を図ることが重要であり、引き続き、「農林水産省主催研修」と連携した統一的な研修体系の下で、本会主催の研修を実施するとともに、農林水産省主催の研修には必要に応じ協力する。

主要事項は次のとおり。

- (1) 本会主催の研修については、N O S A I 制度の普及推進及びコンプライアンスの実践等に重点を置き、①N O S A I 理事研修会、②組合等参事研修会、③経営幹部セミナー、④リーダー養成実践セミナー、⑤建物共済専門講習会、⑥農機具共済専門講習会、⑦建物共済損害評価技術研修会、⑧システム管理者養成研修会、⑨家畜診療等技術地区別発表会、⑩家畜診療等技術全国研究集会及び⑪全国家畜診療技術講習会を実施する。
- (2) 農林水産省主催の研修として、①農作物共済研修会、②家畜共済研修会、③果樹共済研修会、④畑作物共済研修会、⑤園芸施設共済研修会、⑥経理研修会、⑦普及推進研修会、⑧地区別家畜診療技術研修会及び⑨組合等経営指導研修会が開催されることから、研修効率向上のための協力に努めるとともに、より一層の研

修の充実を図るため、一部の研修会については本会主催の補完的研修(1～2日間程度の追加)を実施する。

- (3) 団体を取り巻く情勢の変化及び会員等の人材育成ニーズを踏まえ、25年度からの改定実施を目指し、研修体系の見直し検討に着手する。
- (4) 連合会等が実施する役職員等を対象とした研修等の充実を図るため、各種研修情報の提供及び研修講師等の派遣・紹介を通して、研修の実効性を高めるための支援を行う。また、本会が主催する講習会等への参加に当たっては、引き続き「キャリア形成促進助成金」(労働者を対象に研修等の受講費の一部を助成する厚労省の事業)の活用を奨励する。

7. 建物共済等任意共済に関する事項

任意共済事業の充実・強化のため、建物共済の仕組み改定の実現及び連合会等事業責任安定化対策の実施に努めるとともに、農機具共済の仕組み改定に向けた検討作業を行う。また、農業・農村の実情やニーズに合わせた任意共済制度の見直し検討を行い、改善要望事項を取りまとめる。

- (1) 建物共済の仕組み改定と連合会等事業責任安定化対策の実現
 - ① 建物共済に係る仕組み改定に向けて、JA共済連と協議を進める。
 - ② 仕組み改定の協議進行に併せ、連合会等事業責任安定化対策の実施準備を行う。
- (2) 農機具共済の仕組み改定に向け、連合会等の要望調査等を実施する。
- (3) 農業・農村の実情やニーズに合わせた任意共済制度の改善要望を取りまとめる。
- (4) 「建物共済損害評価要領の規準」等の検討・改定を行う。
 - ① 「建物共済自然災害評価要領(非木造編)」についてJA共済連と協議・検討し、改定を行う。
 - ② 建物共済評価事務の効率化に資するため、損害評価時の必要取得書類の見直しを行う。

8. 広報、普及推進、斡旋事業に関する事項

「信頼のきずな・未来を拓く運動」及び「農業共済新聞 信頼のきずな・未来を拓く運動」の2年次は、初年度の活動検証を踏まえ、より実効ある取組みとなるよう支援強化に努める。「信頼のきずな・未来を拓く運動」については、連合会や組合等の引受

目標の達成や農家・地域支援の強化・充実に向け、運動の推進課題に係る2年次の実行計画が着実に実践されるよう、その支援強化に取り組む。また、新運動にあわせた表彰要領の見直しを行ったことに伴い、表彰申請組合等の成績審査等が円滑に行われるよう努める。

農業共済新聞の普及については、「農業共済新聞 信頼のきずな・未来を拓く運動」の重点課題である基礎組織構成員の完全購読及び連合会等自主目標部数の達成を確実にするため、本会の地区担当制による支援を継続する。農業共済新聞の編集では、農政の動向を的確に捉え報道するとともに、N O S A I 事業の推進及び農家に役立つ情報の提供に努める。

斡旋事業については、N O S A I 制度の普及や事業推進等に必要な刊行物、業務用品及び普及用品の開発・斡旋に、引き続き努める。

主要事項は次のとおり。

(1) 「信頼のきずな・未来を拓く運動」の推進

運動推進に関する情報・課題等を収集・検討し、本運動2年次の着実な推進に資するため、次の事項に取り組む。

- ① 全国推進会議や研修会等を通じて、本運動に関する情報の収集や提供を行うとともに、運動目標の達成に努め、また、F S 推進「信頼のきずな・未来を拓く運動」実践事例表彰を実施する。
- ② 「信頼のきずな・未来を拓く運動」表彰要領等に基づき、22年度運動において優秀な成績を収めた組合等及び基礎組織を表彰する。
- ③ 戸別所得補償制度の本格実施に対応した事業推進や低加入率共済目的の引受拡大のため、各種広報媒体の活用等、広報と一体となった事業推進を支援する。また、事業推進の参考に資するため、各連合会等の事業実績及び事業計画を取りまとめ、会員に提供する。

(2) 「農業共済新聞 信頼のきずな・未来を拓く運動」の推進

本運動の重点課題への対応のほか、目標達成に向けて次の事項に取り組む。

- ① 本会の地区担当制による支援活動を継続し、広報活動の強化や新聞普及の必要性等についての周知に努める。また、普及推進用品や見本紙等の提供も引き続き行う。
- ② N O S A I 事業の推進及び組合員等に役立つ情報を提供し、N O S A I 制度・団体に対する農家・組合員の理解と信頼を広める活動に努める。
- ③ 新聞発行に係る経営状況が一層厳しくなっているため、経費節減に努めるとともに、新聞用紙や建てページの見直し検討等に着手する。

(3) 機関紙誌の編集

1) 農業共済新聞

戸別所得補償制度や6次産業化など農業・農村の再生に向けた農政の動きやTPPへの参加検討など貿易自由化を巡る情勢を取り、分りやすく解説して報道するとともに、生産者から見た問題提起などに努める。併せて、最新の技術情報や農産物流通、生産者の創意工夫、地域の展望を拓く活動事例など、営農と暮らしに役立つ情報提供を通じて農家・組合員の活動を支援する。

NOSAIについては、制度の基本や戸別所得補償制度との関係を分りやすく解説するとともに、「信頼のきずな・未来を拓く運動」やNOSAI団体が行う農家支援活動の取組みなどを紹介し、制度への理解と参画意識の醸成に努める。

読者に支持され、親しまれる紙面づくりを目指して、企画の充実と読みやすい紙面構成に努める。

2) 雑誌関係

「月刊NOSAI」「農政と共に」では、戸別所得補償制度等の農政解説、NOSAI団体の組織体制強化計画等の情報提供、「信頼のきずな・未来を拓く運動」の推進状況等を掲載し、実務研鑽誌としての内容充実を図る。「家畜診療」では、NOSAI団体獣医師等の研究論文掲載や講座等の充実に努める。

(4) 広報技術向上への支援

農業共済新聞地方版及び組合等広報紙の内容充実を図るため、本会及び連合会等主催の広報技術研修会等は、広報技術の向上に重点を置いて実施する。組合等広報紙に関しては、全国コンクールを実施するとともに、入賞組合等の広報紙集を発行する。

(5) 付帯事業

① 広告事業の強化

広告事業では、新規スポンサーの開拓に努めるとともに、既存スポンサーへの支援による広告出稿の継続を促す。

② イントラネットによる情報提供、普及用品の開発

組合等広報紙に掲載できる農業共済新聞の記事をイントラネットで提供するほか、事業推進等に活用できる普及用品の開発を検討する。

(6) 幹旋事業

NOSAI制度の普及や事業推進等に必要な刊行物、業務用品及び普及用品の開発・幹旋に、引き続き努める。

9. 会員への連絡に関する事項

本会の事業遂行に当たり、会員への連絡及び情報提供を引き続き充実するよう努めるとともに、会員間の連絡及び会員の行う諸行事等に積極的に協力する。

主要事項は次のとおり。

- (1) 全国会長会議を定期及び適時を開催するとともに、重要事項についてはその対策を協議・検討し、団体意見の集約に努める。
- (2) 全国参事会議のほか会員職員による事業運営検討会、地区連絡者会議、実務者検討会等を機動的に開催し、意見・情報の交換を行い、必要事項については団体意見の集約に努める。
- (3) 要請に応じ、会員の行う諸行事等に協力する。
- (4) 農政、N O S A I 制度、年金、予算等の関係情報・資料等を、適宜、会員に提供する。

10. 退職給与金施設等に関する事項

投資環境は引き続き厳しい状況にあるが、退職給与金施設資産の効率運用及び保全に万全を期して、年 2.5%相当額の付加給付を行う。また、公益法人制度改革に伴う新たな法人への移行に備えて、その対応策についての検討を深める一方、24 年度以降の付加給付率等についても検討を行う。また、団体契約保険については、共同取扱契約制度の導入等の改正を行う。

主要事項は次のとおり。

- (1) 付加給付率 2.5%を維持することから、施設資金の運用に当たっては、退職給与金施設運用委員会の答申に沿って安全・効率的な運用に努める。
- (2) 24 年度追加加入予定者（4月）の調査並びに 24 年3月の掛金受入予定額及び 23 年度退職金原資支払見込額（12月）の調査を行う。
- (3) 24 年度適用の農業共済団体・経理処理要領の改正に伴い、本施設に係る勘定科目が変更されることから、「農業共済団体退職給与金施設規程」及び「同福祉貸付規程」を改正する。
- (4) グループ保険（生命保険部分）の引受保険会社について、加入者保護及びリスク分散の観点から、三井生命保険及び日本生命保険で責任を分担する「共同取扱契約」に変更する。また、傷害保険の保険率の引下げ及び団体保険に係るアンケート調査の実施など契約団体へのサービスを強化する。

1 1. 会館等の管理に関する事項

会館及び宿舎の施設等について、保守・点検並びに防災・防犯業務を適切に行い、その安全性の確保に努めながら、利用者に快適で安全な環境を提供できるよう努める。

また、老朽化が進行する会館及び宿舎建物について、将来的な建替え計画の検討に着手する。

主要事項は次のとおり。

(1) 会 館

貸し事務室の安定的な契約状態の維持に努めるとともに、会議室の外部貸出しを積極的に進める。

(2) 宿 舎

会員等の優先利用を重点に、一般利用者を含めた利用者の拡大に努める。

(3) その他

昭和 50 年竣工の会館及び昭和 39 年竣工の宿舎建物については、建替えのための基本計画の策定に向けて、建築の素案その他必要な事項の調査・検討に着手する。

1 2. 本会の組織・事業の基本問題の検討

新公益法人制度に基づく法人（「公益社団」または「一般社団」）への移行を 25 年 11 月末までに完了するため、引き続き他の農業関係団体等の動向を注視し、情報の収集に努めるとともに、「公益法人制度改革検討委員会（本会の会長・副会長・常務・公認会計士で構成）」において、特に、退職給与金施設特別会計及び広報・斡旋事業特別会計の取り扱いを中心に、具体的な検討を進める。